

令和6年12月17日（火）
川合 孝典 議員（民主）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

問 地域手当が減額されることにより、当該地域への異動対象となる検察官が異動を拒否するなどの事態は生じないのか、また、そのような事態が生じないための激変緩和措置は講じられないのか、法務当局に問う。

- 異動に関する希望については、それぞれの職員が抱える事情によって様々であり、地域手当の多寡のみが異動の支障になっている現状にあるとは承知していない。
- 裁判官及び検察官の受ける地域手当については、現行法上、一般の政府職員の例に準じて改定されるところ、一般の政府職員が受ける地域手当については、令和6年の人事院勧告を受けて
 - ・ 級地区分等を見直すとともに、
 - ・ 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年に延長することを内容とする改正法案が現在国会で審議中であり、同法案が成立した場合には、裁判官及び検察官についても、これに準じて異動保障の期間が延長される。
- 加えて、一般職給与法の改正法案の附則では、地域手当に関する経過措置を講ずることとされ、今後、人事院規則により激変緩和措置が定められることとなるところ、現在勤務する地域に対する地域手当が減額される裁判官・検察官に対しても、この経過措置に準じて取り扱われることとなる。

(参考1) 一般の政府職員

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員をいう。

(参考2) 裁判官及び検察官の諸手当

裁判官の諸手当については、裁判官報酬法第9条で一般の政府職員の例に準じて最高裁判所が定めるものとされている。また、検察官の諸手当については、検察官俸給法第1条で基本的に一般の政府職員の例によるとされているほか、第3条に基づき必要な準則が定められている。

(参考3) 異動保障

例：1級地20%から4級地8%に異動した場合

	改定前	改定後
1年目	20%	20%
2年目	16%	16%
3年目	—	12%

※改定前の3年目以降及び改定後4年目以降は、異動後の地域手当8%を支給。

(参考4) 地域手当の激変緩和措置

一般職給与法改正附則第7条では、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置が規定されており、今後人事院規則により、激変緩和措置が定められることとなる。

この激変緩和措置により、現行からの支給割合の引下げは4パーセント以内のものとされ、また、引下げの実施も、1年に1パーセントずつの段階的実施とされる。

(参考5) 令和6年人事院勧告・職員の給与に関する報告

(2) 地域手当

イ 支給地域の設定等

(オ) 見直しの段階実施

今般の見直しにより支給割合が引き下がる地域に在勤する職員の生活への影響等を考慮して、令和7年度から令和9年度までの間における当該地

域の地域手当の支給割合は、見直し後の支給割合に達するまでの間、現行の支給割合から1年ごとに1ポイントを減じた支給割合とする。

(参考6) 裁判官及び検察官の異動間隔

年次や個人差によって異なるものの、検事はおおむね2～3年に一度、裁判官はおおむね3年に一度異動している。

(参照条文)

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）

第九条 報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例に準じ、判事及び第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）

第一条 検察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

第三条 法務大臣は、初任給、昇給その他検察官の給与に関する事項につい

て必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。

2 前項に規定する準則は、法務大臣が内閣総理大臣と協議して、これを定める。

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（案）
(附則)

第七条 切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、第二条改正後給与法第十二条の三第二項及び第三項の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事院規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事院規則で定める。